

資料2

(仮称)河合町協働のまちづくり
推進計画 概要案 抜粋

令和5年度 第2回
町民ワークショップ資料

1

6. 協働のまちづくり施策の展開

1. 協働のまちづくり施策の基本方針

(1) 条例をみんなのものに しよう	○条例の周知広報 ○条例の理念・原則を共有する ○条例の活用-条例を使いこなす
(2) まちづくり活動を活性化 しよう	○活動が生まれやすい環境をつくる ○町民のまちづくり活動を支援するしくみをつくる ○町民公益活動を支援する
(3) 協働を推進しよう	○参加・参画の促進 ○公共課題解決のために協働による取組を進める ○参加・参画・協働に対応した行政に変わる
(4) 地域協働に取り組もう	○まちづくり協議会の形成をめざして ○基礎的コミュニティ(自治会、大字)の活性化 ○地域の活動拠点の整備 ○まちづくり協議会の形成をめざして ○基礎的コミュニティ(自治会、大字)の活性化 ○地域の活動拠点の整備

2

2

2. 基本方針と具体的施策

(1) 条例をみんなのものにしよう

○条例の周知広報

- ・条例を学ぶ機会を設ける
- ・条例を学ぶツールを用意する

○条例の理念・原則を共有する

- ・まちづくりの中で常に条例の4つの理念、6つの基本原則を確認する
- ・官民を問わず、まちづくり活動・事業の中に条例の理念・原則を貫く

○条例の活用-条例を使いこなす

- ・(町は)まちづくりの各場面で条例が活用できることを示す

この内容は参考例です。
推進委員会、町民WSなどで意見をいただき、修正する予定です。

3

3

(2) まちづくり活動を活性化しよう

○活動が生まれやすい環境をつくる

- ・多様なつながりを生み出そう、つながった仲間と動きだそう
- ・まちづくり活動についての情報提供や相談体制をつくる
- ・町民、地域、行政は、課題解決に取り組む活動を応援する
- ・初動期の活動に寄り添い支援する(アドバイス、情報支援等)

○町民のまちづくり活動を支援するしくみをつくる

- ・行政施策、事業の協働化を検討する場(プラットフォーム)をつくる
- ・協働にふさわしい施策・事業を洗い出し、情報共有する

○町民公益活動を支援する

- ・町民公益活動を支援する中間支援組織をつくる
- ・町民公益活動を支援するための公募型資金を構築する
- ・町民公益活動を担う人材を発掘し、育てる

この内容は参考例です。

4

4

(3) 協働を推進しよう

この内容は参考例です。

○参加・参画の促進

- ・町民(団体)が参加・参画しやすい環境をつくる
- ・あらゆる行政分野での参加・参画を図る

○公共課題解決のために協働による取組を進める

- ・多様な主体の連携を促進するための交流の場をつくる
- ・行政施策、事業の協働化を検討する場(プラットフォーム)をつくる【再掲】
- ・町は、行政との協働の仕組みを整備する
- ・協働のまちづくり活動を支援する中間支援組織をつくる【再掲】

○参加・参画・協働に対応した行政に変わる

- ・行政施策を貫く柱に「参加・参画・協働」を置く
- ・行政職員の参加・参画・協働に関する理解を深める

5

5

協働を推進するための方策(例)

この内容は参考例です。

- 情報提供、情報発信の支援
- 定期的な会合(ラウンドテーブル)開催、ネットワーク促進
- 研修機会の提供、アドバイザー派遣
- 活動場所の提供又は斡旋(市民活動センター、インキュベーションオフィス、市施設の優先利用)
- 補助金・助成金
- 提案公募型事業(市民団体発／行政発)の制度化
- 総合的な窓口の設置、協働担当職員を各部に置く
- 活動推進に向けた委員会の設置、指針や計画の策定

6

6

(4) 地域協働に取り組もう

この内容は参考例です。

○まちづくり協議会の形成をめざして

- ・まちづくり協議会の意義に関する情報提供、啓発、意識醸成
- ・まちづくり協議会設立の設立へ向けた支援
- ・まちづくり協議会による地域の公益活動への支援

○基礎的コミュニティ(自治会、大字)の活性化

- ・基礎的コミュニティの役割の確認、啓発
- ・基礎的コミュニティへの支援

○地域の活動拠点の整備

- ・町民によるまちづくり活動の拠点の整備
- ・誰もが集える場(居場所)づくり

○地域協働の推進

- ・まちづくり協議会、基礎的コミュニティとの協働の推進
- ・行政サービスの地域への委託